

文化観光推進法認定計画におけるPDCAサイクル【概要】

計画の認定

- 文化観光推進法（令和2年5月1日施行）に基づき、主務大臣（文部科学大臣、国土交通大臣）が概ね5年間の拠点計画・地域計画を認定
 - ※ 認定にあたっては、有識者委員会の意見を聴取した上で行う。
- 各認定計画においては、国内外の「来訪者数」、「来訪者の満足度」、その他計画毎の指標を設定

毎年度の事業実施

- フォローアップ調査を実施し、設定した指標の達成状況を基に、各事業の進捗状況を把握【自己評価】
- 着実な計画推進のため、専門家（コーチ）を派遣し、伴走支援
 - ※ 書面上の調査だけでなく、双方向でのコミュニケーションをとりながら、コンテンツ改善を促進。
 - ※ 併せて、好事例の収集・分析を実施。
- 有識者委員会において事業の質等に係る評価も併せて実施【外部評価】
 - ※ 補助事業の採択にあたっては、有識者委員会での審査を経た上で行う。

中間評価の実施

- 計画の3年程度を目途に中間評価を実施し、改善
 - ・ 方針の達成状況、設定した指標の達成状況等について評価を実施【自己評価】
 - ・ 自己評価のみならず、地域の観光関係者等からの評価も実施【外部評価】
 - ※ 上述の各指標の達成状況に応じて、4・5年目の補助額の単価及び補助上限額を見直し。